その他 お知らせ

①加入時の注意 仕事をやめて社会保険から国保加入する場合

仕事をやめて職場の健康保険がなくなった場合は、以下の条件を満たしていると任意継続という制度で、引き続き社会保険に加入することができます。つまり、このような場合に限り、国保加入か、社会保険に加入するかを任意に選ぶことができます。

●任意継続ができる条件

・職場の健康保険に２か月（共済組合は１年）以上加入していた方が退職した場合
・任意継続の手続は、退職後２０日以内

●国保か任意継続かを選ぶ基準

保険給付の内容と保険料の額などを比較検討の上、加入する保険を決めてください。

●保険料の確認方法

国　保　税…… 市役所の税務課にて試算できます。
任意継続の保険料…… 任意継続を申請する保険に確認してください。目安としては、お勤め時に月額給与から引かれていた健康保険料の倍額が１か月分になります。

②７０歳になったときの変更点 ７０歳になると様々な変更が生じます。

❶ 高額療養費の該当となる自己負担限度額
❷ 窓口負担額が３割から２割　※所得が現役並みと判定された方は、変わりません。
❸ 高額療養費の申請時に病院等の領収書の添付が不要
❹ 世帯の国保被保険者全員が 70 歳以上になった翌月から、初回の口座登録をすることにより、その後の高額療養費が自動振込となります。(国保税の滞納がない世帯のみ)

③一部負担金の減免及び徴収猶予

次の条件に該当することにより生活が困窮し、病院などに支払う一部負担金の支払が困難であると認められる場合は、一部負担金を一定期間に限り減免･徴収猶予する制度がありますので、ご相談ください。

火災、震災、風水害などの災害によって死亡したときや、資産に重大な損害を受けたとき、事業もしくは業務の休廃止や失業等により収入がいちじるしく減少したときなど。

④社会保険 (国保組合) 加入時の注意

❶ 社会保険に加入した後も、市の窓口で国保離説の手続きをしなければ国保の資格は残り続けます。社会保険証等が届いたら速やかに届出をお願いします。
❷ 市へ届出をしたら、社会保険の資格取得日に遡って国保資格は喪失しますので社会保険に加入し保険証が届くまでの間、国保の保険証を提示し病院受診はできませんのでご注意ください。（保険の資格が切り替わるのは保険証が届いた時ではございません。）
❸ 社会保険期間中に国保の保険証を提示した場合、国保が給付した 7～8 割の医療費を返還していただくことがございます。

⑤「マイナンバーカード」を健康保険の被保険者証（保険証）としてぜひお使いください！

現行の健康保険証は、令和６年 12 月２日に廃止となります。
（なお、廃止日前に交付していた保険証は、同証記載の有効期限まで使用できます。）
①　マイナンバーカードをお持ちでない方は、早めに取得のお手続きを！
②　マイナンバーカードの保険証利用がお済みでない方は、利用登録のお手続きを！
※保険証廃止後、上記①②のお手続きがお済みでない方へは、保険証に代わるものとして「資格確認書」を交付する予定です。